第2回別海町自治推進委員会 概要

開催日時: 平成 25 年 9 月 17 日 (火) 午後 1 時 30 分~午後 3 時 10 分

開催場所:別海町役場 1階 101-102会議室

出席人数:12名(欠席2名)

<会議次第>

1 開 会 (司会 総合政策課長)

2 議 事

議題1 前回のふりかえり(報告)

議題2 町民参加の状況及び条例の運用状況に関する検証について

議題3 次回以降の検討事項について

3 閉 会

~議事の概要~

事務局から前回配布した「資料2自治推進委員会年間スケジュール」と「資料3自治基本条例運用状況報告書」について、第1回目会議を重複するかたちで説明し、委員からの質問や意見を受ける。

(内容要旨)

委員

・「自治基本条例運用状況報告書」は自治基本条例の「協働」や「町民参加」の部分が含まれているのは分かるが、その他の部分も含まれているのか。

事務局

・運用状況報告書は、自治基本条例第14条「町民参加の方法」の部分と一致しています。第14条(1)「審議会などへ委員としての参加」部分と報告書の1番、14条(2)「意見交換会等への参加」部分と報告書の2番・・・、というように条例と呼応しています。

委員

- ・自治推進委員会では、自治基本条例の「町民参加」に関わる部分だけ検討すればいいのか。
- ・委員会設置規則では、第2条所掌事項で条例の推進に関し必要なことを審議すると書かれている。 条例に書かれている全体のことがどう運用されたのかという資料がないと、町長に提言できない のでは。

事務局

・委員会の役割としては、「条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況」に関する検証が大きな役割として、まず一つあります。その他、自治基本条例に関することについて、こうしたら良いのではといった自由な意見を検証していただくというのが一つあると思います。今回、運用状況報告書は、「条例に基づく制度、町民参加状況及び条例の運用状況」に関する検証の参考資料として作成した状況です。

委員

・自治基本条例の全体の内容について、委員会として意見を出して良いが、それについては、資料 がない白紙の状況で出してください、ということか。

事務局

・運用状況報告書などを参考にしながら意見をいただければと考えています。

委員長

- ・何か資料があってそれについて意見を出すのではなく、あくまでも条例全体を通して気がついこと、もっと是正しなければならないことがあれば意見を出す。そうすると、一般的な会議のように、議題について○か×の意見を出すというものではなく、自治基本条例について町民として見た中で気が付いたなら意見を出すことでいいか。
- ・例えば、「もっとこんな資料が欲しい」、「この部分はどうなっているのか」といった意見があれば、それを出してもらう。そうなると、今日では会議が終わらないので、次回以降に資料を用意し、また皆さんにお集まりいただくということになる。それらを含め、意見があれば出していくという流れで考えていきたい。

委員

・報告書8ページの「町政ご意見箱・ホームページからの意見等の状況」の結果について、意見を 寄せた人が満足するような変化や対応はできているか。報告書には、詳細がないので確認しよう がない。

事務局

- ・匿名や公表を希望されない方もおり、中身については本報告書に出しておりませんが、特に多い "うち依頼・問合せ"というのは、観光情報についてが非常に多く、担当から回答しているよう な状況です。
- ・基本的に、町にこのような要望があり、町では所管と協議した結果こう対処しますという内容をホームページ上に出しています。意見を出した方の氏名は公表しませんが、町では、「あなたの意見を公表してもよろしいですか」と確認したうえ、町が答えたことを添えて出しています。今回の資料には載せていませんが、寄せられた意見を受けっぱなしではなく、出された意見とそれに対して出した答えについても、見えるようにしています。

委員

- ・運用報告書について、自治基本条例の町民参加の状況だけではなく、各章の各項目にもそれぞれ 答えの出るものがあるのでは。自治基本条例に則ってどんなことがされたのか、その報告がされ るということであれば条例が生きてくると思う。また、何もされていない部分はそう書いていい と思う。
- ・わたしたち委員自体、条例全てが頭に入っているわけでない。ある程度各章の説明をしてもらい ながら進める必要があるのでは
- ・条例が町民に徹底されていない。例えば、まちの組織の小さな単位として町内会があり、そ のようなところをもっと活用してもいいのでは。
- ・別海町は広いため町内会が広範囲なところもある。末端まで浸透させるとなるとかなりの労力が必要。
- ・情報を各町民へ平等に、均等に、分かるように、町ではこういうことに取り組んでいるというのを訴えていくのも必要では。町民に浸透させてこそのものをどのように浸透させていくか同時進行で何か考えなくてはならない。
- ・「町民参加」の部分は運用状況報告書で分かるが、それ以外の部分は実際に条例が生かされ た活動ができているか疑問を感じる。
- ・自治基本条例という良い条例ができたのだから、それをもっと町民に浸透させる手段を考えてくださいというのが提言する一番大きな項目になるのでは。
- ・わたしたちは行政に情報を公開してもらわない限り、行政や国のことが伝わってこない。ホームページでも何でも情報を発信してもらい、しかし、町民は必ずしも 100%受ける必要は

なく、必要な人たちが必要な情報を受ければいいと思う。

- ・町民は条例に関係なく、意識せずに活発に活動をしていると思う。それぞれが、町内会という単位でなくても、すごく頑張っている。今、条例があるからそれに向かって、がんじがらめに条例に沿ったものにというのは何か違うと思う。
- ・この自治基本条例のねらいは、町民が行政から何かをプラスになるものをいただくものではないはず。逆に、今までより町民の方が主体的に、あるいは、協働のまちづくりという言葉からいっても、5分5分かもしれないし、今までより町民がまちに入り込み、色んな活動をして、良いまちを作っていきましょうという条例。町民は今のところ不都合がない、行政から何も得なくてもいいから・自分でやっていけるから関係ないということにはならないと思う。
- ・行政が「こういうことを行ってください」ということではなく、地域で実際に取り組んでいることを、運用として報告されていれば、我々の行っていることもみんな見てくれているという気持ちになるのではないか。

事務局

・条例を浸透させるための発信などが活動的でない、活動していても浸透していないといった主旨 のご指摘がありました。行政では、ホームページに載せる、広報で発信するという一つの手法が ありますが、それでもなかなか浸透しないとなったときに、行政も勿論考えますが、住民目線で 考えたときに、例えば行政は各地区・各町内会を利用してはとの意見もありました。もし、停滞 していると感じている部分があるとすれば、逆にこんなかたちで行政は取り組んだらどうかという提案もいただければと思います。

委員

- ・確かにホームページに出しても興味のない人は見ない、というか、興味のある人はどのくらいいるのかというところ。ホームページに出しただけでは駄目、ではどうしたらいいのか、やはり町内会かもしれない。
- ・町内会自体は、今まで条例が無くても切磋琢磨してきているが担い手の課題などがある。人 づくりが大事
- ・各町内会によって状況が違う。別の角度から周知することも必要。
- ・農協では月に1回農家の方へ書類等をまとめて送付している。そこに1枚周知の紙を入れるといった方法も可能かもしれない。
- ・どんなに「紙」を配布しても、ホームページに掲載しても、意識が無ければ見ない。一方的 になってしまう。町長がいろいろな場面で話す機会のたびに町民に訴えてもらいたい。
- ・わたしたち委員が、自分の所属団体に持ち帰って下ろしていったら良いのでは。

委員長

・色んな意見が出ているが、会議としてのまとまりに欠けるため、町長へ提言できるまでもう 少し話し合いが必要と考えたい。会議所要時間の関係のため3回目以降続きを行うこととし たいがよいか。

事務局

・3回目以降に続きを行うこととして差し支えありません。 色々な立場の皆さんからの意見を聞かせていただきたいと思います。

委員長

・次回会議までに、最初に渡された条例文や本日説明を受けた町民参加状況報告書の内容をも う一度確認し、最終的にまとまる意見を持ってきていただきたい。

委員

- ・自治基本条例を見て自分の活動が当てはまるか考えると、意識すると当てはまる気がするし、 意識しなくてもそれなりに行ってきた。
- ・運用状況報告書のパブリックコメントの周知方法は、ホームページが多いが、スポーツセンター業務委託のパブリックコメントは町民体育館の入口に貼っており、興味のある人見たと思う。関係のあるところに配置するのはいいことだと思う。

事務局

- ・先ほど意見のありました「町民参加」以外の条項に当てはまる部分の資料については、数値 化しづらく見方によって変わるものもあると思います。一般的に見えやすいもので事例に当 てはめやすいものを、できる範囲で出させていただきたいと思います。
- ・次回の日程については、日程調整アンケートを元に調整したいと思います。